

告示第 2 2 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により、令和 8 年度及び令和 9 年度において、廿日市市が発注する物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のように定める。

令和 7 年 1 0 月 1 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 入札参加資格

別表第 1 左欄の希望区分ごとに、同表右欄の物品等又は役務提供の種類について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

- (1) 申請日の属する営業年度の直前の営業年度（以下「直前営業年度」という。）の決算日以前 2 年の各営業年度における実績高により算出した年間平均実績高
- (2) 申請日における株主資本の額
- (3) 申請日における事業に従事する職員の数
- (4) 申請日での営業年数

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

- (1) 申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア 施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

イ 物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供を希望する者で、営業に関し、法令等の定めにより許可、認可、登録等を必要とす

る場合において、これを受けていない者

ウ 直近 2 年間に於いて、入札参加資格の審査を申請する営業分野（物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供）について業務を行った実績がない者

エ 廿日市市契約規則（昭和 63 年規則第 15 号）第 2 条の各号に該当する者

オ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、廿日市市に納付すべき市税の滞納がある者

カ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、消費税及び地方消費税の滞納がある者

キ 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申請をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申告を行い、廿日市市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から 24 か月を経過している者を除く。

ク 追加申請期間に於ては、申請しようとする業種について、令和 8 年度及び令和 9 年度において、入札参加資格の取消しを受けた者又は取下げを行った者

(2) 申請手続

ア 申請方法

入札参加資格の審査を受けようとする者は、別表 2 に掲げる書類等を入札参加資格審査申請システムにより廿日市市総務部契約課（広島県廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号。以下「契約課」という。）に提出して申請を行うものとする。

なお、この方法によりがたいときは、契約課の承諾を得た場合に限る、書面により申請を行えることとする。その場合の申請方法については、契約課から別に指示するものとする。

イ 申請期間及び受付時間

申請期間は、令和 7 年 11 月 1 日（土）から令和 7 年 11 月 3

0日（日）までとする。

ただし、書面により申請を行う場合は、上記期間から廿日市の休日を定める条例（平成元年条例第27号）第1条に規定する市の休日を除くこととする。また、持参の場合の受付時間、提出先及び提出期限並びに郵送の場合の送付先及び到達期限は、契約課から別に指示する。

なお、提出すべき書類が期限までに契約課へ到達しない場合は、申請を無効とする。

ウ 追加申請期間及び追加受付時間

追加申請期間等は、別に告示する。ただし、一般競争入札等に係る追加の入札参加資格の申請については、市長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

3 入札参加資格の認定

入札参加資格の認定をしたときは、令和8年4月1日に市ホームページ及び契約課窓口において公表する。ただし、通知を希望する者で、通知書送付用の封筒を契約課へ提出した者に限り、書面により通知する。

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和8年度及び令和9年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和10年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和10年3月31日まで有効とする。ただし、令和10年

4月1日以降においても令和10年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、廿日市市物品等競争入札参加資格取扱要綱（平成24年告示第233号）第3条第1項の規定により受付を行う令和10年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

6 その他の事項

この告示で定めのない事項については、必要に応じて市長が定める。

別表第 1

区分	物品等又は役務提供の種類	
	大分類	小分類
物品の販売、製造請負	印刷・写真・広告	一般印刷
		フォーム印刷
		写真
		複写
		広告・看板
		印刷・写真・広告のその他
	事務用品	文具
		事務用機器
		紙
		印章
		事務用品のその他
	機械器具	医療用機械器具
		電気計測機
		精密機械器具
		家電・視聴覚機器
		理化学機械器具
		工作用機械器具
		産業用機械器具
		厨房機械器具
		消防機械器具
		機械器具のその他
	車両・船舶	自動車・船舶
		二輪
		自動車部品

	車両・船舶のその他
薬品	医療用薬品
	衛生材料
	防疫剤
	農業薬品
	工業薬品
	薬品のその他
燃料	石油製品
	ガス・固体燃料
	燃料のその他
教育用品	学校教材具
	教育用図書
	運動具
	楽器
	教育用品のその他
図書類	図書類
	図書類のその他
家具・装飾	スチール家具
	木工家具
	建具・畳
	装飾
	寝具
	家具・装飾のその他
縫製	衣料品
	ゴム・皮革製品
	帆布
	旗
	縫製のその他

	建材	土石・二次製品
		セメント・二次製品
		木材
		鉄鋼
		樹脂・ガラス
		塗料
		建材のその他
	園芸	園芸資材
		園芸のその他
	食品	食料品
		食品のその他
	雑貨・百貨	記念品
		荒物・雑貨
		生花・造花
		雑貨・百貨のその他
買受け	買受け	物品
		車両
		買受けのその他
役務提供	建物等の保守管理	清掃
		人的警備
		機械警備
		廃棄物処理・収集・運搬
		浄化槽保守
		殺虫消毒・駆除
		機械設備保守 (一般建築物)
		機械設備保守 (処理場)
		消防設備保守

	環境測定
	電話交換
	事務機器等の保守
	修理
	建物等の保守管理のその他
賃貸借	催事品
	清掃用具
	植木
	機械器具
	賃貸借のその他
調査・研究	調査・研究
	検査
	調査・研究のその他
情報・通信	データ入力
	システム設計・開発
	集計・受託計算
	情報・通信のその他
映画・広告・催物類	映画・ビデオ製作
	イベント企画
	会場設営
	広告・デザイン考案
	映画・広告・催物類のその他
写真・製図	写真・製図
	写真・製図のその他
運送	タクシー・ハイヤー

		荷造り・運送
		自動車運転代行
		運送のその他
	翻訳・通訳	翻訳
		通訳
		記録
		翻訳・通訳のその他
	その他	クリーニング
		給食業務
		人材派遣
		その他

別表第 2

項	提出書類	備考	
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供）	○	
2	委任状	△	・本店の代表者から、支店、営業所等の長に入札、見積り、契約締結等の権限を、入札参加資格の有効期間を通じて委任する場合に提出すること。 ・委任先は1か所とする。 ・委任状に記載された委任事項の一部のみを選択して委任することはできない。 ・実印を押印すること。
3	使用印鑑届	△	・第2項の委任状の提出がある場合は必ず提出すること。 ・実印と使用印を押印し、入札、見積り、契約締結、代金請求等に際し使用する旨を記載したもの。なお、これらの場合に実印を使用する者は提出を要しない。 ・使用印鑑は、代表者（支店、営業所等の長に権限を委任する場合は、支店、営業所等の長）の印とする

			こと。
4	印鑑証明書	○	・資格審査申請書を提出する日から3か月以内に発行されたもの ・法人…本店所在地の管轄法務局で発行された代表者（申請者）の印鑑証明書 ・個人…本人住所地の市区町村で発行された申請者本人の印鑑証明書
5	誓約書	○	・実印を押印すること。
6	廿日市市発行の滞納がない証明書	△	・資格審査申請書を提出する日から3か月以内に発行されたもの ・市税（延滞金を含む。）の滞納がないことを証明したもの ・廿日市市に納税義務がある場合のみ提出すること。
7	消費税及び地方消費税の納税証明書	○	・資格審査申請書を提出する日から3か月以内に発行されたもの ・未納の税額がないことを証明したもの ・課税されていない場合も提出すること。 ・法人…本店所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税通則法施行規則」という。）別紙第9号その3、又はその3の3による納税証明書 ・個人…本人所在地の管轄税務署が

			発行した国税通則法施行規則別紙第9号その3、又はその3の2による納税証明書
8	登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人）	○	・資格審査申請書を提出する日から3か月以内に発行されたもの ・法人…本店所在地の法務局が発行した登記事項証明書（全部事項証明書の「履歴事項証明書」） ・個人…本籍地のある市区町村役場が発行した身分証明書
9	財務諸表類	○	・法人…直前1年の事業年度についての「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 ・個人…直前1年の事業年度についての「貸借対照表」及び「損益計算書」 ・入札参加資格に係る審査を申請する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。
10	資格認定通知用の封筒	△	・長形3号の封筒に切手を貼付し、郵便番号及び送付先を記載して、宛先に「様」又は「御中」を明記したもの ・書面での通知を希望する者のみ提出すること。

1 1	その他連絡事項	△	・ 契約課から指示のあったときに限り提出すること。 ・ 提出する書類の内容等は、契約課から指示する。
-----	---------	---	---

備考

- 1 提出書類については、入札参加資格に係る審査を申請する日を基準日として作成すること。
- 2 ○印は提出を必要とするものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。
- 3 押印を必要とする書類を提出するときは、記載事項及び印影が明瞭になるよう、スキャナ等を使用すること。また、特殊なアプリケーションや操作を必要とせず展開できるファイル形式（PDF）とすること。
- 4 公的機関が発行する証明書で、電子データによる交付が可能なものについては、特殊なアプリケーションや操作を必要とせず展開できるファイル形式（PDF）のものに限り、電子データを添付できる。